加美町新型インフルエンザ等対策行動計画

【改定版】

令和８年７月

加　美　町

はじめに

1. 加美町新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的

令和２年１月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）[1]（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、我が国の国民の生命及び健康が脅かされ、国民生活及び社会経済活動は大きく影響を受けることとなった。この未曽有の感染症危機において、次々と変化する事象に対し、国民はもとより、政治、行政、医療関係者、事業者等、国を挙げての取組が進められてきた。

今般、新型コロナへの対応（以下「新型コロナ対応」という。）で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すものとして、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）が改定され、併せて宮城県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）が改定されたことから、加美町としても「加美町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「町行動計画」という。）を改定し、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

２. 町行動計画の改定概要

町行動計画は、感染症有事に際して迅速に対処を行うため、あらかじめ有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るものである。有事の際は、町行動計画の対策の選択肢を参考に、国が作成する基本的対処方針（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号。以下「特措法」という。）第１８条第１項に規定する基本的対処方針をいう。以下同じ。）を踏まえ、対応を行っていくこととなる。従前の町行動計画は、平成２７年に策定されたものであるが、今般、政府行動計画及び県行動計画の改定内容を踏まえた改正を行う。具体的には、対象とする疾患を、新型インフルエンザや新型コロナ等だけでなくその他の幅広い呼吸器感染症をも念頭に置くこととした上で、記載を準備期、初動期及び対応期の３期に分けている。さらに、実効性を確保するため、実施状況のフォローアップや定期的な改定を行うものとする。

１病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に，中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して，人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの。

３ 町行動計画の構成と主な内容

■町行動計画全体の構成

町行動計画の基本的な構成は以下のとおりである。

・ 第１部として、感染症危機の経緯と状況認識や特措法の考え方、町行動計画位置付け等を記載する「新型インフルエンザ等対策特別措置法と町行動計画」

・ 第２部として、新型インフルエンザ等対策の総論的な考え方や留意事項を示す「新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針」

・第３部として、新型インフルエンザ等対策における各対策項目の考え方や具体的な取組内容を示した「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」

■第１部　新型インフルエンザ等対策特別措置法と町行動計画

第１部では、我が国における感染症危機の経験や現在の感染症危機を取り巻く状況を整理し、これまでに行ってきた新型インフルエンザ等対策の制度的枠組みの改善という観点から概観している。その上で、町行動計画の改定を通じて、「感染症危機に対応できる平時からの体制作り」、「町民生活及び社会経済活動への影響の軽減」、「基本的人権の尊重」といった目標を実現し、感染症危機に対応できる社会を目指す。

■第２部　新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第２部では、新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方について整理している。同部第１章では、第１節及び第２節において、新型インフルエンザ等対策の目的や基本的な考え方を総論的に整理し、感染拡大防止と町民生活及び地域経済に与える影響の最小化という２つの主たる目的を掲げている。同章第３節では、新型インフルエンザ等の発生の段階について、より中長期的な対応となることも想定して、準備期、初動期及び対応期という３つの時期区分を設定、時期ごとに対策の考え方や方針が移り変わることを示している。同章第４節及び第５節においては、新型インフルエンザ等対策の留意事項として、平時の備えを充実するほか、感染拡大防止と社会経済活動の均衡を踏まえ対策を切り替えるという方針を示している。また、第３部に記載している各対策を実現していくための役割を明確化している。

■第３部　新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第３部では、第２部第２章において整理した対策項目の具体的な取組について、準備期、初動期及び対応期に分けて記載している。

目　　次

第１部　新型インフルエンザ等対策特別措置法と町計画
第１章　新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等 ・・・・・・・・・・・・ ５
第１節　感染症危機を取り巻く状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５
第２節　新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定 ・・・・・・・・・・・・ ５
第２章　町行動計画の作成と感染症危機対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７
第１節　町行動計画の策定及び改定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７
第２節　新型コロナウイルス感染症対応での経験 ・・・・・・・・・・・・・・ ７
第３節　町行動計画の改定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８
第２部　新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針
第１章　新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等 ・ ９
第１節　新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的事項 ・・・・・・・・・・ ９
第２節　新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・ ９
第３節　様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ ・・・・・・・・・・・・・１２
第４節　新型インフルエンザ等対策実施上の留意点 ・・・・・・・・・・・・・１４
第５節　対策推進のための役割分担 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
第２章　新型インフルエンザ等対策の取組項目と横断的視点 ・・・・・・・・・２１
第１節　政府行動計画及び県行動計画における対策項目等 ・・・・・・・・・・２８
第２節　町行動計画における対策項目等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
第３章　実効性を確保する取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
第１節　町行動計画の実効性を確保するための取組 ・・・・・・・・・・・・・３０
第３部　新型インフルエンザ等対策の各対策一項目の考え方及び取組
第１章　　実施体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
第１節　準備期　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
第２節　初動期　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
第３節　対応期　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
第２章　情報提供・共有・リスクコミュニケーション　・・・・・・・・・・・３６
第１節　準備期　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
第２節　初動期　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８
第３節　対応期　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９
第３章　まん延防止　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１
第１節　準備期　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１
第２節　初動期　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２
第３節　対応期　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２
第４章　ワクチン　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４
第１節　準備期　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４

第２節　初動期　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６
第３節　対応期　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８
第５章　医療　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５１
第１節　初動期　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５１
第２節　対応期　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５１
第６章　保健　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５３
第１節　対応期　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５３
第７章　物資　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５４
第１節　準備期　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５４
第８章　町民生活及び地域経済の安定の確保　・・・・・・・・・・・・・・・５５
第１節　準備期　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５５
第２節　初動期　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５７
第３節　対応期　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５７

用語集　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６０

第１部　新型インフルエンザ等対策特別措置法と町行動計画

第１章　新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第１節　感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、国際化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには 令和２年以降新型コロナが世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に着目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められる。ワンヘルス・アプローチ[2]の推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうした AMR 対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

第２節　新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ１０年から４０年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルス に対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

---

2 人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて 取り組むこと。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性[3]の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

特措法は、病原性[4]が高い場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等[5]は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、

① 新型インフルエンザ等感染症[6]

② 指定感染症[7]（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

③ 新感染症[8]（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）　　である。

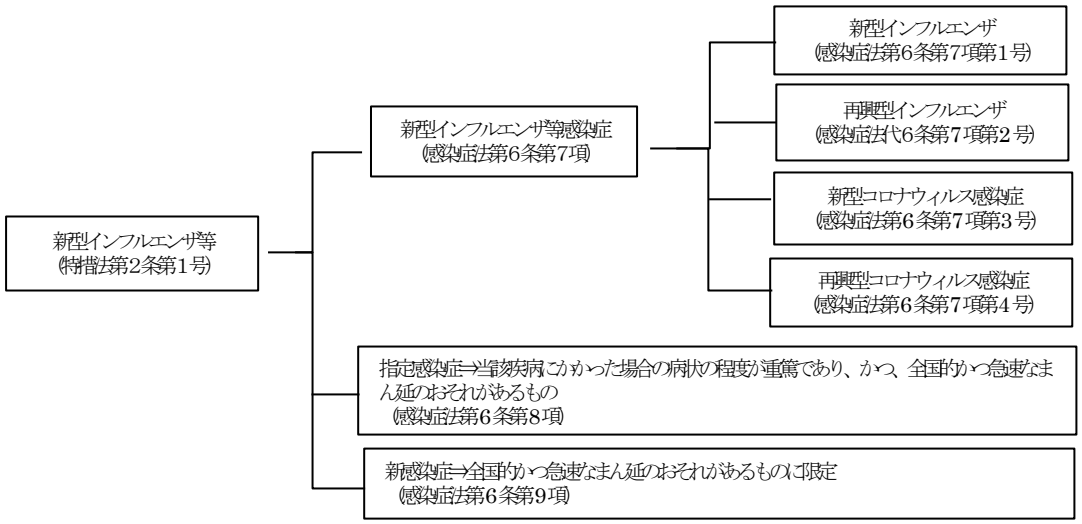

3「感染性」は、学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことを指す用語であるが、町行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことを指す言葉として用いている。なお、学術的には、「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」を指す用語として「伝播性」が使用される。

4「病原性」は、学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、町行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。

5 特措法第２条第１号

6 感染症法第６条第７項

7 感染症法第６条第８項

8 感染症法第６条第９項

第２章　町行動計画の作成と感染症危機対応

第１節　町行動計画の策定及び改定

平成２４年に、病原性が高い新型インフルエンザや同様の危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命および健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的として「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下「特措法」という。）が制定され、平成２５年６月には国において「新型インフルエンザ等対策有識者会議中間とりまとめ」を踏まえ、特措法第６条の規定に基づく政府行動計画を策定し、宮城県では平成２６年３月に、特措法第７条に基づく県行動計画を策定した。これを受け、加美町においても平成２７年３月に町行動計画を策定した。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等対策の実施に関する方針や国が実施する措置等を示すとともに、町が町行動計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めており、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示している。町行動計画においても、政府行動計画の趣旨に基づき、様々な状況に対応できるよう対策を示すものである。

なお、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、国は定期的な検討を行い、適時適切に政府行動計画の変更を行うものとしており、町においても、必要に応じ、適時適切に町行動計画の変更を行うものとする。

第２節　新型コロナウイルス感染症対応での経験

令和元年１２月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、令和２年１月には我が国でも新型コロナの感染者が確認された。その後、同月には閣議決定による政府対策本部（新型コロナウイルス感染症対策本部）が設置され、同年２月には新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の立ち上げや「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」の決定等が行われた。同年３月には特措法が改正され、新型コロナを特措法の適用対象とし、特措法に基づく政府対策本部の設置、基本的対処方針の策定が行われたことを受け、宮城県でも特措法第２２条第１項の規定に基づく宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部を設置した。本町においても、特措法第３４条第１項の規定に基づく加美町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置した。

町では、国の基本的対処方針を踏まえ、特措法に基づく緊急事態措置やまん延防止等重点措置に伴う各種要請への協力、国の緊急対応策や補正予算等と連動した予算措置による対策、変異株への対応、ワクチン接種の実施、行動制限の緩和など、ウイルスの特性や状況の変化に応じて、国や県の対策と連携を図りながら新型コロナ対応を行った。

そして、国内感染者の確認から３年余り経過した令和５年５月８日、新型コロナを感染症法上の５類感染症に位置付けることとし、同日に政府対策本部及び基本的対処方針が廃

止されたことから、本町も同日に加美町新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止した。

３年超にわたって特措法に基づき新型コロナ対応が行われたが、この経験を通じて、感染症危機が、社会のあらゆる場面に影響し、町民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活を始めとする町民生活の安定にも大きな脅威となるものであることが認識された。

感染症危機の影響を受ける範囲についても、新型コロナ対応では、全ての町民が、様々な立場や場面で感染症危機と向き合うこととなった。この間の経験は、感染症によって引き起こされるパンデミックに対し、国及び県、町の危機管理として社会全体で対応する必要があることを改めて浮き彫りにした。

第３節　町行動計画の改定

感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るため、令和６年７月に政府行動計画が改定され、併せて令和７年３月に県行動計画が改定されたことから、町においても特措法第８条に基づき、町行動計画の改定を行うものである。

なお、国が開催している新型インフルエンザ等対策推進会議[9]（以下「推進会議」という。） において、次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指すことが必要であり、「感染症危機に対応できる平時からの体制作り」、「国民生活及び社会経済活動への影響の軽減」、「基本的人権の尊重」の３つの目標を実現する必要があるとされた。政府行動計画は、これらの目標を実現できるよう全面改定されたものであることから、町においてもその趣旨を踏まえ、町行動計画を全面改定するものである。

9 特措法第 70 条の２の２に規定する新型インフルエンザ等対策推進会議をいう。

第２部　新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第１章　新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第１節　新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的事項

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内及び県内、町内への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、町民の生命や健康、生活や経済全体にも大きな影響を与えかねない。

新型インフルエンザ等については、長期的には町民の多くが、り患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供の許容範囲を超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策が国家の危機管理に関わる重要な課題であると位置づけられていることに鑑み、次の２点を主たる目的として対策を講じていく必要がある[10]。

（１）感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。

○感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備や国におけるワクチン製造のための時間を確保する。

○流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして、医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供の許容範囲を超えないようにすることにより、患者が必要で適切な医療を受けられるようにする。

○適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

（２）町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

○感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、町民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。

○町民生活及び町民経済の安定を確保する。

○町内での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。

○事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供や町民生活及び町民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

第２節　新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要性があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナ

10 特措法第１条

のパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うこととなりかねない。本行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう対策の選択肢を示すものである。

政府行動計画や県行動計画では、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、地理的な条件、大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の住民性を配慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととしており、その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの段階に応じて、一連の流れを持った戦略を確立することとしていることから、表１のとおり町においても国や県に倣った戦略を確立する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性[11]等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが町民生活及び町民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定する。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるため、すべての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組みながら、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、町民の理解を得るための呼びかけを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、町、地方公共団体による対策だけでは限界があり、事業者や町民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は、日ごろからの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

---

11 薬剤感受性とは，感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性）をいう。

表１　時期に応じた戦略

時　　期		戦　　略
準備期	発生前の段階	地域における医療提供体制の整備や、町民に対する啓発や町・企業による事業継続計画等の策定、ＤＸの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を行う。
初動期	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生した段階	直ちに初動対応の体制に切り替える。基本的対処方針に基づき、対策実施のための体制に切り替える。 海外で発生している段階で、国内の万全の体制を構築するためには、我が国が島国である特性を生かし、国が行う検疫措置の強化等に協力等により、病原体の国内侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせる。 新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が海外や国内で発生した場合は、病原体の県内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提に対策を行う。
対応期	県内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期	病原性に応じて、県が行う不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等への協力を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした対策を講じる。なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については、その縮小や中止を図る等の見直しを行う。
	県・町内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期	国・県・町・事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や町民生活及び地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられるため、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬普及等の状況の変化等に合わせて、適切な機会で、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
	流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	最終的には、流行状況[8]が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を迎える。

8　患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としない流行状況にあること。

第３節　様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

（１）有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

また、新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。

② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。

③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況変化や社会経済等の状況に合わせて、適切な機会で、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。

④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

（２）感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

前述の（１）の有事のシナリオの考え方を踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、柔軟で機動的な対策の切替えが可能となるよう表２のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの特徴も踏まえ、感染症危機に対処する。

表２　初動期及び対応期の有事のシナリオ

時期		戦略
初動期	初動期	感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原性の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。 感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした様々な対策を講じるために、町対策本部の設置を検討する。 町民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともにリスク情報とその見方や対策の意義を共有する。
対応期	封じ込めを念頭に対応する時期	政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、国内外における感染動向等 も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。
	病原体の性状等応じて対応する時期	感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できる水準に感染拡大の波を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	ワクチンや治療薬等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する）。 ワクチン接種を希望する町民が速やかに接種を受けられるよう、接種体制を構築し、接種を推進する。
	措置法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	最終的にワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策に移行する。

第４節　新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

加美町は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

（１）平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の（ア）から（オ）までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるＤＸの推進等を行う。

（ア）新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

（イ）初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が県内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

（ウ）関係者や町民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や町民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

（エ）医療提供体制、検査体制、リスクコミュニケーション等の備え

感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実を始め、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

（オ）国と県及び町の連携等のためのＤＸの推進や人材育成等

国の動向を踏まえ国と県及び町の連携の円滑化等を図るためのＤＸの推進をするほか、感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行う。また、国と県及び町との連携等の複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

（２）感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により町民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の（ア）から（オ）までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行

い、町民の生命及び健康の保護と町民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

（ア）可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

（イ）医療提供体制と町民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には予防計画及び医療計画に基づき医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける町民や事業者を含め、町民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

（ウ）状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。あわせて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定める。

県及び町が円滑かつ計画的にワクチン接種を進めることができるよう、町は、県に対し、接種業務のＤＸ化やワクチンの安定供給、接種方針を早期に提示するよう求めるとともに、わかりやすい広報を積極的に実施する。

（エ）対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

（オ）町民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、町民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、こどもを含め様々な年代の町民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける町民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

（３）基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策を実施する場合は、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施にあたって、町民の権利と自由に制限を加える場合はその制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するために必要最小限のものとする[12]。新型インフルエンザ等対策は、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、町民等に対して十分説明し理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗（ひぼう）中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても町民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

（４）危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

（５）関係機関相互の連携協力の確保

加美町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）[11]は、政府の新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）[10]及び宮城県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

町は、特に必要があると認めるときは、県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する等対策に関する総合調整行う[13]よう要請する。

（６）高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

12 特措法第５条
13 特措法第 36 条第２項

（７）感染症危機下の災害対応

町は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、避難所施設の確保や、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、町は、国及び県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

（８）記録の作成や保存

町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成、保存し、公表する。

第５節　対策推進のための役割分担

（１）国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の体制を整備する責務を有する[14]。

また、国は、WHO（世界保健機構）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める[15]とともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める[16]。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議[17]（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議[18]の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

14　特措法第３条第１項

15　特措法第３条第２項

16　特措法第３条第３項

17　「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」（平成23年９月20日閣議口頭了解）に基づき開催される。

18　「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について」（平成16年３月２日関係省庁申合せ）に基づき開催される。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報・共有を行う。

（２）県及び町の役割

県及び町は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する[19]。

【県の役割】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は仙台市、感染症指定医療機関[20]等で構成される県感染症連携協議会[21]等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、ＰＤＣＡサイクルに基づき改善を図る。

19　特措法第３条第４項

20　感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、本県行動計画上では「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものとする。

21　感染症法第10条の２

【保健所の役割】

感染症対策のみならず、感染拡大等にも地域保健対策を継続して実施できるよう、平時から健康危機に備えた準備を計画的に推進する。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、地域における感染症対策の中核的機関として、地域における感染症情報の収集・分析、関係機関等との連携等、感染症の発生及びまん延防止のための取組を推進する。

【町の役割】

町は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村との緊密な連携を図る[22]。

（３）医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた業務継続計画の策定及び県感染症連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

（４）指定（地方）公共機関の役割

特措法第２条第１項第７号及び第８号に規定する指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき[23]、公共的機関及び公益的事業を営む法人として医薬品や物資の供給、公共交通機関の運行、電力供給などの業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

22　平時においては、県は、市町村との連携について、以下のような方策を講ずる。

・県行動計画を作成する際に、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、他の地方公共団体の意見を聴く（特措法第７条第４項）等の特措法に定められる連携方策を確実に実施すること。

また、県行動計画案の作成の際、あらかじめ学識経験者の意見を聴く（特措法第７条第３項）ための場を設けるに当たって、市町村の代表者の参加等、特措法上の連携方策以外にも県と市町村が連携することを検討すること。

・市町村と共同での訓練の実施に努めること（特措法第 12 条第１項）。

23　特措法第３条第５項

（５）登録事業者の役割

特措法第２８条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等発生時には、その活動を継続するよう努める[24]。

（６）一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる[25]ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように求める等、対策を行う必要がある。

（７）町民の責務

新型インフルエンザ等発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める[26]。

24　特措法第４条第３項

25　特措法第４条第１項及び第２項

26　特措法第４条第１項

第２章　新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

第１節　政府行動計画及び県行動計画における対策項目等

（１）政府行動計画及び県行動計画の対策項目等

政府行動計画では、これまで６項目であった対策項目を１３項目に拡充し、内容を精緻化している。県行動計画においても、政府行動計画に倣い、表３の１３項目を県行動計画の対策項目とし、それぞれの対策を切替える時期とそれぞれの取組内容を示している。

表３ 県行動計画における１３対策項目別取組内容

対策項目	準備期	初動期	対応期
①実施体制	○新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練の実施 ○「宮城県感染症連携協議会」など定期的な会議の開催を通じた関係機関間の連携の強化	○政府対策本部設置に伴う県対策本部の設置と人員体制整備 ○国が自治体への財政支援について所要の措置を講じた場合の所要の準備	○必要に応じた市町村等への応援職員の派遣や総合調整・指示 ○まん延防止等重点措置や緊急事態宣言に伴う要請又は命令 ○政府対策本部廃止に伴う県対策本部の廃止
②情報収集・分析	○平時からの情報収集・分析及び有事に収集・分析を行う情報や把握手段の整理 ○感染症部門、地方衛生研究所、専門家と連携した情報収集・分析体制の整備やネットワークの活用	○準備期に整備した体制を活用し、感染症の情報収集やリスク評価を実施 ○県民生活及び県民経済の状況に関する情報収集 ○県民や市町村等への供給	○感染症の情報収集・分析体制を継続し、包括的なリスク評価及び県民生活及び県民経済の状況の考慮 ○得られた情報や対策に関する県民や市町村等への共有
③サーベイランス	○感染症サーベイランス実施体制の構築 ○平時からの感染症サーベイランスの実施 ○国と連携し、研修及び訓練による感染症サーベイランスに関する人材育成	○平時からの感染症サーベイランスの継続に加えて、患者発生の早期探知に向けた当該感染症に対する疑似症サーベイランスの開始 ○リスク評価等に基づく有事のサーベイランス体制の整備	○流行状況に応じ、専門家等の意見を踏まえた感染症サーベイランスの実施 ○定点把握でも感染動向の把握が可能となった場合の定点把握含む適切なサーベイランス体制への移行

④情報提供・共有。リスクコミュニケーション	○感染症対策について県民等が適切に判断・行動できるよう、感染症危機に対する理解促進やリスクコミュニケーションの在り方の整理・体制整備	○感染症に関する全体像が分かるよう、県民等に対し、迅速かつ一体的な情報提供・共有、双方向のコミュニケーション等の実施	○県民等の関心事項や県民の流行状況等を踏まえつつ、各種対策について、県民等に対し迅速かつ一体的な情報提供・共有、双方向のコミュニケーション等の実施
⑤水際対策	○国が実施する水際対策に係る体制整備、研修及び訓練への協力・参加による連携体制の構築	○国が実施する水際対策、検疫措置への協力	○国が実施する水際対策、検疫措置への協力
⑥まん延防止	○有事にまん延防止対策を機動的に実施するために参考とすべき指標やデータ等を整理 ○有事にまん延防止対策への協力を得るための県民・事業者等への理解促進	○迅速なまん延防止対策（患者への入院勧告・措置や濃厚接触者への外出自粛要請等）に係る準備	○まん延防止対策としての県民・事業者等への各種要請の実施 ○まん延防止等重点措置や緊急事態宣言の実施の検討
⑦ワクチン	○国が進める予防接種事務のデジタル化等の取組の推進 ○県、市町村、関係機関と連携し、人員、会場、資材等を含めた、接種体制構築のための訓練の実施	○接種会場、医療従事者の確保等、接種に必要な体制の構築及び国等と連携した準備	○特定接種、住民接種の迅速な実施、具体的な接種体制の構築、拡充 ○国の健康被害に対する速やかな救済への協力
⑧医療	○県医療調整本部の体制整備等、県による平時からの総合調整の実施 ○訓練、研修、県感染症連携協議会等による、感染症指定医療機 関、協定締結医療機関等との有事の医療提供体制の準備	○県医療調整本部の設置準備 ○県感染症連携協議会、病院長等会議を開催し、相談・受診から 入退院までの流れを早期に整備する等、適切な医療提供体制の確保	○入院調整が円滑に行われるよう県医療調整本部の設置等県による総合調整の実施 ○感染症指定医療機関、協定締結医療機関等による医療提供体制の確保及び段階的な拡充

⑨治療薬・治療法	○国が行う研究開発等の推進に協力 ○抗インフルエンザウイルス薬の備蓄	○国と既存治療薬の有効性等の知見の共有	○国と連携し治療薬や対症療法薬の確保及び適切な配分
⑩検査	○迅速に検査体制の構築に繋げるための準備を行い、検査体制を整備 ○人材育成を進めるとともに、整備した検査体制について訓練等で実効性を定期的に確認し、適切に見直し	○検査実施能力の確保状況の確認及び国への報告 ○検査等措置協定締結機関における検査体制が整うまで、速やかに地方衛生研究所等を中心とした検査体制の立ち上げの実施	○検査等措置協定締結機関等を中心とした検査体制への移行 ○国が感染症の特徴、流行状況、医療提供体制の状況等に基づき実施する検査実施の方針決定、見直しについて国と協力し実施
⑪保健	○人材の育成や連携体制の構築等により、保健所及び地方衛生研究所等の体制を整備 ○平時からの情報共有による有事の際の基盤作りの実施	○有事体制へ迅速に移行するための準備 ○不安を感じ始める住民に対して、県内発生を想定した情報発信・共有を開始 ○保健所等への応援職員派遣等を準備	○各種計画や準備期に整備した体制に基づき、迅速に有事体制に移行し、入院調整、健康観察、生活支援等各種対応の実施 ○地域の実情も踏まえた体制や対応の見直し ○必要に応じ、保健所等へ応援職員等を派遣
⑫物資	○関係機関における感染症対策物資等の備蓄・配置の推進 ○適切に物資の調達、管理、運送が実施できるよう、流通事業者及び運送事業者との連携体制の構築	○感染症対策物資等が不足しないよう、物資の需給状況の確認及び確保	○初動期に引き続き、感染症対策物資等の需給状況の確認及び確保
⑬県民生活及び県民経済の安定の確保	○有事における国、市町村、関係機関等との情報共有体制等の整備 ○国が行う取組と協力し、県民や事業者等に対し、物資や資材等の備蓄の勧奨	○国が行う取組と協力し、県民や事業者等に対し、事業継続のための感染対策等の準備の呼び掛け ○国が示した法令等の弾力的な運用の周知やその措置への協力	○新型インフルエンザやまん延防止対策により生じた影響を緩和するために必要な各種支援及び対策（県民生活・社会経済活動）の実施

（２）県行動計画の対策項目ごとの基本理念と目標

政府行動計画、県行動計画の対策項目である１３項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の達成に向けてそれぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、町行動計画に定めない対策項目においても、政府行動計画及び県行動計画に定めがあるものについては、それぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要であることから、以下のとおり県行動計画におけるそれぞれの対策項目にかかる基本理念と目標を記す。

① 実施体制

感染症危機は町民の生命及び健康や町民生活及び町民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、国、県、町、JIHS、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図り、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

② 情報収集・分析

感染拡大防止を目的としつつ、状況に応じて県民生活及び県民経済との両立を見据えた政策上の意思決定に資するよう、体系的かつ包括的に情報収集・分析及びリスク評価を行うことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、感染症情報・分析チームの整備等、効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備するとともに、定期的な情報収集・分析や有事に備えた情報の整理・把握手段の確保を行う。新型インフルエンザ等の発生時には、平時に整備した体制を活用し、感染症や医療の状況等の情報収集・分析及びリスク評価を実施するとともに、県民生活及び県民経済に関する情報等を収集し、リスク評価を踏まえた判断に際し考慮することで、感染症対策と社会経済活動の両立を見据えた対策の判断につなげられるようにする。

③ サーベイランス

感染症危機管理上の判断に資するよう、新型インフルエンザ等の早期探知、発生動向の把握及びリスク評価を迅速かつ適切に行うことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から感染症情報・分析チームの整備等、サーベイランス体制の構築やシステムの整備を行うとともに、感染症の発生動向の把握等

の平時のサーベイランスを実施する。新型インフルエンザ等の発生時には、有事の感染症サーベイランスの実施及びリスク評価を実施し、感染症対策の強化又は緩和の判断につなげられるにする。

④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜(さくそう)しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で国や県から提供された科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、町民等、国、県、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

⑤ 水際対策

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合は、病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提としつつ、新型インフルエンザ等の特徴や海外における感染拡大の状況等を踏まえ、国が実施する迅速な検疫措置の強化や入国制限等の水際対策へ協力することにより、県内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入をできる限り遅らせ、県内の医療提供体制等の確保等の感染症危機への対策に対応する準備のための時間を確保する。国は、検疫措置の強化や入国制限等の水際対策の決定に当たっては、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）その他の状況を踏まえ、患者等の人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び社会経済活動に与える影響を総合的に勘案し、検討した上で、実施をすることから、随時、国と情報共有を行う。

⑥ まん延防止

新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進のため、平時から換気やマスク着用等の咳エチケット、手洗い等の基本的な感染対策の普及を図る。また感染拡大時には、国や県からの要請を受けてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。

⑦ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、町民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。そのため、県及び町は、医療機関や事業

者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

⑧ 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、かつ県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめ、県民が安心して生活を送るという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。感染症危機において、感染症医療及び通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、医療の提供を滞りなく継続するために、県は、平時から、総合調整を行い、予防計画及び医療計画に基づき、有事に関係機関が連携して感染症医療を提供できる体制を整備し、研修・訓練等を通じてこれを強化する。感染症危機には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療の提供体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に機動的かつ柔軟に対応することで、県民の生命及び健康を守る。

⑨ 治療薬・治療法

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素であり、治療薬・治療法が重要な役割を担っている。

新型インフルエンザ等の発生時に、国が治療薬・治療法を早期に実用化し、患者へ提供可能とすることが重要であり、平時から、県及び仙台市は、国が講じる大学等の研究機関等の研究開発力向上のための施策に協力し、人材の育成・確保や技術の維持向上を図る。

また、新型インフルエンザ等の発生時に治療薬の安定的な供給を確保し、迅速に必要な患者に投与できるよう、平時から国が製造能力の強化等を図るとともに、医療機関や薬局へ円滑に流通させる体制を整理し、新型インフルエンザ等の発生時に速やかに体制が構築できるよう必要な準備・訓練等を行う。

⑩ 検査

新型インフルエンザ等の発生時における検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することである。また、検査の適切な実施は、まん延防止対策の適切な検討及び実施や、柔軟かつ機動的な対策の切替えのためにも重要である。さらに、検査が必要な者が必要なときに迅速に検査を受けることができることは、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響

を最小限にとどめることや、感染拡大防止と社会経済活動の両立にも寄与し得る。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に、必要な検査が円滑に実施される必要があり、平時から検査機器の維持及び検査物資の確保や人材の確保を含めた準備を着実に進めるとともに、新型インフルエンザ等の発生当初から研究開発や検査拡充等の体制を迅速に整備することが重要である。また、状況の変化に合わせて、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や検査の特性等を踏まえ、リスク評価に基づき検査実施の方針を適時かつ柔軟に変更し、検査体制を見直していくことが重要である。

⑪ 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、県及び仙台市は、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、住民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、住民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

また、県は、市町村の区域を越えたまん延の防止に向け、新型インフルエンザ等の発生時における総合調整権限・指示権限の行使を想定しつつ、平時から県感染症連携協議会等の活用等を通じて主体的に対策を講ずる必要がある。

県及び仙台市が効果的な新型インフルエンザ等対策を実施するため、保健所及び地方衛生研究所等は、検査の実施及びその結果分析並びに積極的疫学調査による接触者の探索や感染源の推定を通じ、患者の発生動向の把握から県及び仙台市に対する情報提供・共有まで重要な役割を担う。

保健所及び地方衛生研究所等は、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の新型インフルエンザ等の患者が発生した場合には、積極的疫学調査、健康観察、検査結果の分析等の業務負荷の急増が想定される。このため、県及び仙台市は、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行う必要がある。

⑫ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の円滑な実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関や町等の関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

⑬ 町民生活及び町民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、町民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、県及び町は、新

型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や町民等に必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定地方公共機関は、業務計画の策定等の必要な準備を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、県及び町は、町民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や町民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

第２節　町行動計画の対策項目等

（１）町行動計画に定める新型インフルエンザ等対策の対策項目と段階

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の２つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと及び「町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

県行動計画の１３の対策項目を踏まえつつも、１３の対策項目には国と県のみが実施主体となる対策項目が含まれているため、政府行動計画及び政府ガイドライン、県行動計画で規定されている市町村において実施すべき内容を精査し、町行動計画に示す対策項目と段階を表４のとおり整理する。

表４　町行動計画で定める対策項目と各段階

対策項目	準備期	初動期	対応期
①実施体制	○	○	○
②情報収集・分析	×	×	×
③サーベイランス	×	×	×
④情報提供・共有、リスクコミュニケーション	○	○	○
⑤水際対策	×	×	×
⑥まん延防止	○	○	○
⑦ワクチン	○	○	○
⑧医療	×	○	○
⑨治療薬・治療法	×	×	×
⑩検査	×	×	×
⑪保健	×	×	○
⑫物資	○	×	×
⑬町民生活及び町民経済の安定の確保	○	○	○

（２）複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、県行動計画では、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項を定めている。町でも県に倣い、以下の３つの視点を考慮すべき内容とする。

Ⅰ 人材育成

平時から中長期的な視野による感染症危機管理の人材の育成を目的とし、より幅広い対象（危機管理部門や感染症対策部門、広報部門等）に対する訓練や研修等を実施し、人材の確保や育成に取り組む。

Ⅱ 国と県及び町との連携

感染症危機対応では、国が基本的な方針を策定し、地方公共団体は関係法令に基づく実務を担うといった適切な役割分担が重要である。このため、平時から国と地方公共団体の連携体制を構築する。国から地方公共団体への情報提供や共有の工夫により、地方公共団体から町民や事業者等へ適切な情報提供・共有を行うとともに、平時から意見交換や共同の訓練等を実施し、連携体制を強化する。

また、地方公共団体の境界を越えた人の移動や感染の広がり等があることから、新型インフルエンザ等の発生時は、県と町の連携や保健所等との連携も重要であり、広域的な連携についても平時から取り組みを行う。

Ⅲ DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

感染症危機対応には、ＤＸの推進や技術革新による対応能力の強化が重要となる。このため、国、県と連携し、予防接種事務のデジタル化や標準化による全国ネットワーク構築等の医療 ＤＸ推進の取組を行う。

第３章　実効性を確保する取組

第１節　町行動計画の実行性を確保するための取組

（１）平時からの備えの意識づけ

町行動計画は、新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、町行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予測できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、日頃から備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

新型コロナの経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や啓発活動等の取組を通じて、平時からの備えの意識づけを継続していく。

（２）実践的な訓練の実施

訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働きかけを行う。

また、国、県等の関係機関と相互に連携し、政府行動計画及び県行動計画、町行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

（３）定期的なフォローアップと必要な見直し

国においては、定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生状況やそれらへの対応状況、予防計画や医療計画を始めとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等を踏まえ、おおむね６年ごとに政府行動計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとしている。

町は、政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえて、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、必要に応じ、町行動計画の見直しを行う。

第３部　新型インフルエンザ等対策の各対策一項目の考え方及び取組

第１章　実施体制

感染症危機は町民の生命及び健康、町民生活及び地域経済に広く大きな被害を及ぼすことから、国、県、町、医療機関等の多様な主体が連携を図り、実効的な対策を講じていくことが重要である。そのため、町においては、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間の緊密な連携を維持しつつ、人材の確保や育成、訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。また、発生時には平時における準備を基に、的確な政策判断と実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

第１節　準備期

（１）目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又は、その疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が連携して取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練等を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図る。

（２）所要の対応

1-1. 町行動計画等の作成や体制整備・強化

① 町は、町行動計画を作成するとともに必要に応じ変更する。町行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く[27]。　≪保険健康課，危機対策課≫

② 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。　≪危機対策課，総務課，保険健康課，関係各課≫

③ 県が県対策本部を設置したときに、速やかに町対策本部（任意設置を含む）を立ち上げられるよう体制を整備する。　≪危機対策課，保険健康課，関係各課≫

④ 町は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、連携強化や役割分担に関する調整を行う。　≪危機対策課，保険健康課，関係各課≫

⑤ 国・県等の研修を活用しながら、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の養成等を行う。　≪危機対策課，保険健康課，総務課，関係各課≫

27 特措法第８条第７項及び第８項

1-2. 実践的な訓練の実施

町は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。　　≪危機対策課，保険健康課，関係各課≫

1-3. 国及び地方公共団体等の連携の強化

① 国、県、町及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。

② 国、県、町及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、町内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。　　≪危機対策課，保険健康課，関係各課≫

1-4. 県による総合調整

感染症対策の事前の体制整備や人材確保等の観点から、県が総合調整を実施する[28]場合には、当該総合調整に従い、相互に着実な準備を進める。

≪保険健康課，危機対策課，総務課，関係各課≫

28　感染症法第 63 条の３第１項

第２節　初動期

（１）目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又は、その疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、町民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、町及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

（２）所要の対応

2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

① 国が政府対策本部を設置した場合[26]や県が県対策本部を設置した場合において、町は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。　≪危機対策課，保険健康課，関係各課≫

② 町は、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

≪危機対策課，保険健康課，関係各課≫

〈加美町新型インフルエンザ等対策本部の組織〉

組織	職
本部長	町長
副本部長	副町長
本部員	教育長、総務課長、保険健康課長、高齢障がい福祉課長、町民課長、建設課長、農林課長、商工観光課長、上下水道課長、各支所長、消防団長、その他本部長が必要と認める者

※特措法第３５条

2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援[29]を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行する[30]ことを検討し、所要の準備を行う。

≪企画財政課，関係各課≫

29　特措法第 69 条、第 69 条の２第１項並びに第 70 条第１項及び第２項
30　特措法第 70 条の２第１項

第３節　対応期

（１）目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、町及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとすることが重要である。

感染症危機の状況並びに町民生活及び地域経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

（２）所要の対応

3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

① 町は、新型インフルエンザ等のまん延により当町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行[31]を要請する。

② 町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める[32]。また、県を経由し、国に対して職員の派遣を要請する。ただし、人命の保護のために特に緊急を要する場合については、この限りではない。

③ 町及び県は、指定（地方）公共機関から応援を求められた場合は、特措法に基づく対応を検討し、所要の措置を取る[33]。

≪危機対策課，保険健康課，関係各課≫

3-1-2. 必要な財政上の措置

町は、国からの財政支援[34]を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保[35]し、必要な対策を実施する。　≪企画財政課，関係各課≫

31　特措法第 26 条の２第１項
32　特措法第 26 条の３第２項及び第 26 条の４
33　特措法第 27 条
34　特措法第 69 条、第 69 条の２第１項並びに第 70 条第１項及び第２項
35　特措法第 70 条の２第１項。

3-2. 緊急事態措置の検討等について

3-2-1. 緊急事態宣言の手続

町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置する[36]。町は、当町の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行うことができる[37]。

≪危機対策課，保険健康課，関係各課≫

3-3. 県による総合調整

県が県内区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施する必要があると認め、県が総合調整を実施する[38]場合には、当該総合調整に従い、当該区域にかかる新型インフルエンザ対策を実施する。

≪危機対策課，保険健康課，関係各課≫

3-4. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-4-1. 町対策本部の廃止

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する。

≪危機対策課，保険健康課，関係各課≫

36 特措法第 34 条第1項。なお，特措法第 37 条の規定により読み替えて準用する特措法第 25 条の規定により，市町村は，新型 インフルエンザ等緊急事態解除宣言が行われたときは，遅滞なく市町村対策本部を廃止するとされている。

37 特措法第 36 条第 1 項

38 特措法第 24 条第 1 項

第２章　情報提供・共有、リスクコミュケーション

第１節　準備期

感染症危機においては、様々な情報が錯綜（さくそう）しやすく、不安とともに、偏見や差別等の発生や偽・誤情報が流布するおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しながら、各種対策を行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、町民、国、県、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、町は、平時から町民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

（１）目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、町民、県や他市町、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、町は、平時から感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシー[39]を高めるとともに、国、県及び町による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた町民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等について整理する。

39 健康に関する医学的・科学的な知識・情報を入手・理解・活用する能力（ヘルスリテラシー）の一環。

（２）所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における町民等への情報提供・共有

1-1-1. 町における情報提供・共有について

平時から感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、町民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し継続的かつ適時に分かりやすい情報提供・共有を行う[40]。その際、個々人での感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

これらの取組等を通じ、町による情報提供・共有が有用な情報源として町民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

なお、保育施設や学校、職場等は地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる人の集団感染が発生するおそれがあることから、町と県が連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、子どもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。

≪保険健康課，こども家庭センター，高齢障がい福祉課，教育委員会≫

1-1-2. 偏見・差別等に関する啓発

感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する[41]。

≪総務課，保険健康課，関係各課≫

1-1-3. 町と県の間における感染状況等の情報提供・共有について

① 町は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて町民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、町民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について県とともに整理する。

② 町民等に対して、迅速にわかりやすく正確な情報を発信する場として、記者会見を有効活用するための必要な体制を整備する。

≪総務課，企画財政課，保険健康課，関係各課≫

40 特措法第 13 条第１項

41 特措法第 13 条第２項

1-1-4. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。

≪総務課，保険健康課，関係各課≫

第２節　初動期

（１）目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、町民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、町民等の関心事項や県内の発生状況等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等の不安の解消等に努める。

（２）所要の対応

2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

① 町民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個々人での感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、町民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

② 町及び県は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえながら、国が示す関係法令等の解釈や運用等を目安とし、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、町民等に対し、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。

≪総務課，企画財政課，保険健康課，関係各課≫

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

町は、国からの要請を受けて、国が作成する県及び市町村向けのＱ＆Ａ等を活用するとともに、県と協力しコールセンター等を設置する。

≪保険健康課、関係各課≫

2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。

また、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等が正しい情報を円滑に入手できるよう適切に対処する。

≪総務課，企画財政課，保険健康課，関係各課≫

第３節　対応期

（１）目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、町は、町民等の関心事項や町内の流行状況等を踏まえつつ、対策に対する町民等の理解を深め、リスク低減の協力者として、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、町民等が可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、町民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うように努める。また、個々人での感染症対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等の不安の解消等に努める。

（２）所要の対応

3-1. 基本的方針

3-1-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

①　町民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を活用し、新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、町ウェブサイト等により迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個々人での感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。また、町民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

② 町及び県は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえながら、国が示す関係法令等の解釈や運用等を目安とし、個人情報やプライバシーの 保護に留意しつつ、町民等に対し、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。

≪総務課，企画財政課，保険健康課，関係各課≫

3-1-2. 双方向のコミュニケーションの実施

国からの要請を受けて、国が作成する県及び市町村向けＱ＆Ａ等を活用するとともに、県と協力しコールセンター等を継続する。

≪保険健康課，関係各課≫

3-1-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見･差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。また、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等が正しい情報を入手できるよう適切に対処する。

≪総務課，企画財政課，保険健康課，関係各課≫

第３章　まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、町民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。このため、病原体の性状等を踏まえたリスク評価を適時適切に行い、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、国は、必要と考えられる地域・期間等において、迅速にまん延防止等重点措置や緊急事態措置を行う。

一方で、特措法第５条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

第１節　準備期

（１）目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できる水準に感染拡大のスピードやピークを抑制することで、町民の生命及び健康を保護する。このため、国や県の方針を踏まえ、対策の実施に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、町民や事業者の理解促進に取り組む。

（２）所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

① 新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、町民の生命及び健康を保護するためには町民一人一人の感染対策への協力が重要であることについての理解促進を図る。

② 県、町、学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センター等に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケッ

トを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

≪保険健康課，危機対策課，総務課，教育委員会，関係各課≫

第２節　初動期

（１）目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、まん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

（２）所要の対応

2-1．新型インフルエンザ等への対策強化に向けた促進等

町民、事業所、学校、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を勧奨する。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センター等に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の理解促進を図る。また、公共交通機関等の利用者へマスク着用を呼びかけるなど、適切な感染対策を講ずる。

≪保険健康課，総務課，危機対策課，関係各課≫

2-2．国内でのまん延防止対策の準備

町は国・県からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

≪危機対策課，総務課，保険健康課，関係各課≫

第３節　対応期

（１）目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講じることで、医療のひっ迫を回避し、町民の生命及び健康を保護する。その際、町民生活や地域経済への影響も十分考慮する。

（２）所要の対応

3-1．新型インフルエンザ等への対策強化に向けた促進等

①　町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、公共交通機関等の利用者へマスク着用を呼びかけるなど、適切な感染対策を講ずる。

≪保険健康課，総務課，危機対策課，関係各課≫

② 県からの学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）の要請に 対し、適宜協力し必要な措置を行う。

≪教育委員会≫

3-2. 国内でのまん延防止対策への協力

国・県が実施するまん延防止対策に協力する。

≪関係各課≫

第４章　ワクチン

ワクチンの接種により、感染や発症、重症化を防ぐことで、町民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。そのため、国や県の方針に基づき、迅速に接種を進めるための体制整備を連携して行う。

第１節　準備期

（１）目的

新型インフルエンザ等の発生時に、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国や県の方針を踏まえ、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

（２）所要の対応

1-1. 接種体制の構築

1-1-1. 接種体制

町又は県は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう、 医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に 必要な訓練を平時から行う。　≪保険健康課≫

1-1-2. 基準に該当する事業者の登録等（特定接種[42]の場合）

町及び県は、国が事業者に対して実施する特定接種の登録作業に係る周知に協力する。 また、町及び県は、国が事業者に対して実施する特定接種の登録申請の受付及び登録について協力する。　≪保険健康課≫

42 特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するために行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象となり得る者は、以下の者である。
①医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもののうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

1-1-3. 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する県又は市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。特に登録事業者のうち住民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とするため、本来、登録事業者のうち特定接種の対象となり得る者の特定接種の実施主体は国であるが、国からの要請を受けた場合には、町は特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

≪保険健康課≫

1-1-4. 住民接種

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）の規定による予防接種の実施に関し、平時から以下のとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

① 町は、国や県の協力を得ながら、町内に居住する人に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る[43]。

② 円滑な接種の実施のため、国が構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、本町以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

③ 町民が速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

④ 町は以下の表５を参考に平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を 行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表５ 予防接種に必要となる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
□消毒用アルコール綿 □トレイ □体温計 □手指消毒剤 □医療廃棄物容器、針捨て容器 □救急用品 ・血圧計等 ・静脈路確保用品 ・輸液セット ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	□マスク □使い捨て手袋（Ｓ・Ｍ・Ｌ） □使い捨て舌圧子 □膿盆 □聴診器 □ペンライト 【文房具類】 □ボールペン（赤・黒） □日付印 □スタンプ台 □はさみ 【会場設営物品】 □机 □椅子 □スクリーン □延長コード □冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 □ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 □耐冷手袋等

≪保険健康課≫

43 予防接種法第６条第３項

1-2. 情報提供・共有

町は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報について医療機関等に共有するとともに、医療機関等と連携しながら、当該情報を活用し、町民等に対し、予防接種の意義や制度の仕組み、健康被害の救済等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行う。 ≪保険健康課≫

1-3. ＤＸの推進

町及び県は、スマートフォン等への接種勧奨の通知、スマートフォン等からの予診情報の入力、医療機関からの電子的な接種記録の入力や費用請求等、国が進めるマイナンバーカードを活用した予防接種事務のデジタル化や標準化の基盤整備に協力する。

≪保険健康課≫

第２節　初動期

（１）目的

国や県の方針に基づき、接種体制等の必要な準備を進める。

（２）所要の対応

2-1. 接種体制の構築

2-1-1. 国に対する早期の情報提供・共有の要請

町及び県は、必要に応じ、国に対し、ワクチンの供給量、必要な資材等、接種の実施方法、必要な予算措置等の情報提供・共有を早期に行うよう要請する。

≪保険健康課≫

2-1-2. 接種体制の構築

町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

≪保険健康課≫

2-1-3. 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、県及び町は、医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、町は接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。 ≪保険健康課≫

2-1-4. 住民接種

① 町は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、

接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

② 接種の準備に当たっては、担当課の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。

③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。なお、接種会場の職員、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。

④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、町は加美郡医師会等の協力を得て、その確保を図る。

⑤ 町は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、加美郡医師会、近隣市町村、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。また、必要に応じ、保健センター等公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設において接種を行うことについても協議を行う。

⑥ 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の人など、接種会場での接種が困難な人が接種を受けられるよう、町又は県の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。

⑦ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可の届出を実施する。

⑧ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ加美郡医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、県、宮城県医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て町が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、加美郡医師会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行う。また、町が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。

⑨　感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等について相談する。

⑩　感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないよう配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。

≪保険健康課，高齢障がい福祉課，総務課，関係各課≫

第３節　対応期

（１）目的

国・県の方針や構築した接種体制に基づき、迅速に接種が受けられるようにするとともに、ワクチンを接種したことによる症状等について適切な情報収集を行い、健康被害の迅速な救済に努める。

また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

（２）所要の対応

3-1．接種体制

町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。 また、新型インフルエンザ等の流行株が変異し、追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるように国、県、医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

≪保険健康課≫

3-1-1．特定接種

3-1-1-1．地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、町は、国や県と連携し、国が定めた具体的 運用[44]に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

≪保険健康課≫

44 備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば備蓄ワクチンを用いる。発生した新型インフルエンザに対する有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いる。また、病原性が低く、特定接種を緊急的に行う必要がないと認められる場合においても、医療関係者に先行的に接種を行う。

3-1-2. 住民接種

3-1-2-1. 予防接種の準備

国や県と連携し、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、国が定める接種順 位に従い予防接種を実施するための準備を行う。 ≪保険健康課≫

3-1-2-2. 予防接種体制の構築

① 町は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

② 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある人については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、町は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。

≪保険健康課≫

3-1-2-3. 接種に関する情報提供・共有

町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。 ≪保険健康課≫

3-1-2-4. 接種体制の拡充

町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設入所者等の接種会場での接種が困難な人が種を受けられるよう、町の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体 制を保する。 ≪保険健康課，高齢障がい福祉課≫

3-1-2-5. 接種記録の管理

国、県及び町は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また接種を受けた人が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。 ≪保険健康課≫

3-2. 健康被害救済

① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付を実施する。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は町となる。

② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第１５条第１項に基づき、健康被害を受けた人が接種時に住民票を登録していた町とする。

③ 町は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を希望する被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

≪保険健康課≫

3-3. 情報提供・共有

① 町民等に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等の予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、接種日程、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こりうる副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者や接種頻度、副反応疑い報告及び健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にリスクコミュニケーションを行う。

② 町は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について町民等への周知・共有を行う。

≪保険健康課≫

第５章　医療

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、かつ町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめ、町民が安心して生活を送るという目的を達成する上で、不可欠な要素である。

また、健康被害を最小限にとどめることは、社会経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながるため、県が整備する体制を踏まえて対応していくことが重要である。

第１節　初動期

（１）目的

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した場合は、感染症危機から生命及び健康を守るため、県が適切な医療提供体制を確保する。

県は、国から提供・共有された情報や要請を基に、保健所や医療機関等と連携し、相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。また、県は、地域の医療提供体制の確保状況を常に把握するとともに、管内の医療機関や住民等に対して、感染したおそれのある者については相談センターを通じて感染症指定医療機関の受診につなげる等の適切な医療を提供するための情報や方針を示す。

（２）所要の対応

2-1. 医療提供体制

県が整備した医療提供体制等について、町は県と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について住民等に周知する。　≪保険健康課，関係各課≫

第２節　対応期

（１）目的

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。健康被害を最小限にとどめ、安心して生活を送ることができるよう、適切な医療提供体制を確保し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に必要な医療を提供する必要がある。

このため、県は、県医療調整本部を設置し、提供された情報を基に、病原性や感染性等に応じて変化する地域の実情に応じて、医療機関等と連携し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に適切な医療が提供できるよう対応を行う。

（２）所要の対応

3-1．医療提供体制

県が整備した医療提供体制等について、町は県と協力し、地域の医療提供体制や相談センター及び受診先となる発熱外来の一覧等を含め医療機関への受診方法等について住民等に周知する。 ≪保険健康課，関係各課≫

3-2．ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

県は、国からの要請に基づき、相談センターを通じて発熱外来の受診につなげる仕組みから、有症状者が発熱外来を直接受診する仕組みに変更する措置を講じるため、町は県と協力して、住民等への周知を行う。 ≪保険健康課，関係部局≫

3-3．特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

国から特措法によらない基本的な感染症対策に移行する方針を示された場合、県は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制に段階的に移行するため、町は県と協力して、住民等への周知を行う。 ≪保険健康課，関係各課≫

第６章　保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なるため、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、町民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、町民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

第１節　対応期

（１）目的

新型インフルエンザ等の発生時に、県が定める予防計画並びに保健所及び地方衛生研究所等が定める健康危機対処計画等に基づき、保健所及び地方衛生研究所等が、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、町民の生命及び健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

（２）所要の対応

3-1. 有事体制への移行

県は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する住民の理解の増進を図るために必要な情報を町と共有する[45]。　≪保険健康課，関係各課≫

3-2. 主な対応業務の実施

3-1-1. 健康観察及び生活支援

① 町は、県が実施する健康観察に協力する。

② 町は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

≪保険健康課，関係各課≫

45　感染症法第 16 条第２項及び第３項

第７章　物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の円滑な実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関や関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

町は、平時から国の方針に基づき、感染症対策物資等の備蓄を進める。

第１節　準備期

（１）目的

感染症対策物資等は、有事に医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、町は、感染症対策物資等の備蓄推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

（２）所要の対応

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等

① 町は、町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する[46]。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる[47]。

② 消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

46　特措法第 10 条
47　特措法第 11 条

第８章　町民生活及び町民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、町民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や町民等に必要な準備を行うことを推奨する。また、指定（地方）公共機関は、業務計画の策定等の必要な準備を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、町民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や町民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

第１節　準備期

（１）目的

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、県が実施する新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により町民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。町は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や町民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを推奨する。

また、指定（地方）公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、町民生活及び社会経済活動の安定に寄与するため、業務計画の策定等の必要な準備を行う。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に町民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

（２）所要の対応

1-1. 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等の発生時に、町民生活及び町民の社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、国及び県との連絡の窓口となる部署を定め情報共有体制を整備する。

また、町は新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

≪危機対策課，保険健康課，関係各課≫

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

町及び県は、新型インフルエンザ等発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、ＤＸを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者や電子機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

≪企画財政課，高齢障がい福祉課，関係各課≫

1-3. 物資及び資材の備蓄

① 町は、国・県と協力し、町行動計画に基づき、備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する[48]。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第４９条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる[49]。 ≪保険健康課，危機対策課，関係各課≫

② 町は、国・県と協力し、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

≪保険健康課，関係各課≫

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決める。

≪高齢障がい福祉課，関係各課≫

1-5. 火葬体制の構築

町は、県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には町民課等の関係機関との調整を行うものとする。

≪町民課，関係各課≫

48 特措法第 10 条
49 特措法第 11 条

第２節　初動期

（１）目的

町は、国及び県と協力し、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や町民等に対し、事業継続のための感染対策等、必要となる可能性がある対策の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、町民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

（２）所要の対応

2-1．生活関連物資等の安定供給に関する町民等及び事業者への呼びかけ

町は、町民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。

≪商工観光課，関係部局≫

2-2．遺体の火葬・安置

町は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

≪町民課，関係部局≫

第３節　対応期

（１）目的

町は、準備期での対応を基に、町民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。指定（地方）公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、町民生活及び社会経済活動の安定の確保に努める。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、町民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

（２）所要の対応

3-1．町民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1．心身への影響に関する施策

町及び県は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

≪保険健康課，こども家庭センター，地域包括支援センター，関係各課≫

3-1-2. 生活支援を要する人への支援

町は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者[47]等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を県と連携し実施する。

≪高齢障がい福祉課，地域包括支援センター，関係部局≫

3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限[50]やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

≪教育委員会≫

3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

① 町は、住民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

② 町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

③ 町及び県は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、それぞれの行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。

④ 町及び県は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は町民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる[51]。

≪商工観光課，関係各課≫

50 特措法第 45 条第２項

51 特措法第 59 条

3-1-5. 埋葬・火葬の特例[52]等

町は、初動期の対応を継続して行うとともに、必要に応じて以下の対応を行う。

対応については、県が遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施していることから、県と連携し実施する。

① 町は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。

② 町は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

③ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、町は臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。

④ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。 ≪町民課，関係部局≫

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

町及び県は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び町民生活への影響を緩和し、町民生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置、その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる[53]。

≪商工観光課，危機対策課，保険健康課，関係各課≫

3-2-2. 水道供給の安定

水道事業者である町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。 ≪上下水道課≫

52 特措法第 56 条
53 特措法第 63 条の２第１項

用　語　集

略称・用語	内容
医療計画	医療法第３０条の４第１項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
医療措置協定	感染症法第３６条の３第１項に規定する、県と県域内にある医療機関との間で締結する協定。
関係省庁対策会議	新型インフルエンザ等対策閣僚会議を補佐する、新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議。「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について（平成１６年３月２日関係省庁申合せ）」に基づき開催。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
患者等	患者及び感染したおそれのある者。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症指定医療機関	県行動計画においては、感染症法第６条第１２項に規定する感染症指定医療機関のうち、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものをさす。
感染症対策物資等	感染症法第５３条の１６第１項に規定する医薬品（薬機法第２条第１項に規定する医薬品）、医療機器（同条第４項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
帰国者等	帰国者及び入国者。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすＡ型又はＡ型のような毎年の抗原変異が起こらないＢ型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対処方針	特措法第１８条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
協定締結医療機関	感染症法第３６条の３第１項に規定する医療措置協定を締結する医療機関。「病床確保」、「発熱外来」、「自宅療養者等への医療の提供」、「後方支援」、「医療人材の派遣」のいずれか１つ以上の医療措置を実施する。
業務計画	特措法第９条第１項の規定により，指定公共機関又は指定地方公共機関が，それぞれ政府行動計画又は県行動計画に基づき，その業務に関し，作成する計画。
業務継続計画（ＢＣＰ）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。

略称・用語	内容
緊急事態宣言	特措法第３２条第１項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を政府が公示すること。
緊急事態措置	特措法第２条第４号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第４４条の３第１項又は第２項（これらの規定を同法第４４条の９の規定によって準用する場合を含む。）の規定並びに第５０条の２第１項又は第２項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
健康危機対処計画	地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成６年厚生省告示第３７４号）に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び地方衛生研究所等が策定する計画。策定に当たっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。
行動計画	特措法に基づき、政府、都道府県又は市町村が策定する新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画。 ※政府が策定するものについては、政府行動計画という。県が策定するものについては、県行動計画という。町が策定するものについては、町行動計画という。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
コールセンター	電話などを通じて問い合わせや要望などに対応する専用の場所や組織。
サーベイランス	新型インフルエンザ等の発生時に患者の発生動向や海外からの病原体の流入等を体系的かつ統一的な手法で、持続的かつ重層的に収集・分析を行う取組。
酸素飽和度	血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合。
自宅療養者等	自宅療養者、宿泊療養者又は高齢者施設等若しくは障がい者施設等での療養者。

略称・用語	内容
指定（地方）公共機関	特措法第２条第７号に規定する指定公共機関及び同条第８号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
住民接種	特措法第２７条の２の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第６条第３項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第６条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症（感染症法第１４条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第６条第９項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。
新型インフルエンザ等対策閣僚会議	新型インフルエンザ等の発生に備え、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、全閣僚が出席する会議「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について（平成２３年９月２０日閣議口頭了解）」に基づき開催。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第３２条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
生活関連物資等	食料品や生活必需品、その他の町民生活との関連性が高い又は地域経済上重要な物資。
政府ガイドライン	新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドラインの略。 ガイドラインは、政府行動計画に定められた内容について、平時の備えや有事に対応すべき事項に関し、より具体的な内容や具体例等を整理することで、政府・都道府県等の関係者が、適切に対応していくにあたり必要な事項を示すもの。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。

略称・用語	内容
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む町民等が適切に判断・行動することができるよう、方公共団体による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
対策本部	新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、政府、県及び市が設置する体制。対処方針や対策を決定。 ・特措法に基づき、政府や県、町が設置する。 ※政府対策本部（特措法第１５条第１項） 県対策本部（特措法第２２条第１項） 町対策本部（特措法第 34 条第１項） ・上記のほか、条例等により、県や町が独自に設置する場合がある。
地域保健対策の推進に関する基本的な指針	地域保健法第４条の規定に基づき、厚生労働大臣が地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るために定める指針。
地方衛生研究所	地域保健法第２６条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関（当該都道府県等が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関。）をいう。
定点把握	感染症法第１４条の規定に基づき、都道府県が指定した医療機関のみが届出を行う感染の患者の発生を把握する方法。
登録事業者	特措法２８条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特措法	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第２条第２号の２に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフ ルエンザ等対策特別措置法施行令第１条に規定するもの。
特定接種	特措法第２８条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。 特定接種の対象となり得る者は、 ①医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。） ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員 ③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員
偽・誤情報	いわゆるフェイクニュースや真偽不明の誤った情報等。

略称・用語	内容
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
フォローアップ	計画策定後、一定期間が経ってから、その効果を確認・評価し、必要に応じて追加の支援や改善を行うこと。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
平時	患者発生後の対応時以外の状態（準備期）。
まん延防止等重点措置	特措法第２条第３号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第３１条の８第１項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
無症状病原体保有者	感染症法第６条第１１項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第２１条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第１０条に規定する都道府県及び保健所設置市が定める感染症予防のための施策の実施に関する計画。
予防接種事務のデジタル化	現在の予防接種手続きは紙媒体が中心であるが、被接種者の接種券等の書類管理等が負担となっており、自治体や医療機関においても、接種券の郵送や費用請求などの事務作業が大きな課題となっている。その課題を解決のため、国は関係者全体の負担を軽減し、事務を効率化するための新たなシステム基盤を構築している。
リスクコミュニケーション	関係する多様な主体が相互にリスク情報とその見方を共有し、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）につなげていくための活動。
リスク評価	情報収集・分析を通じ、リスクの程度を評価し、その分析結果の提供を行う体系的なプロセスをさす。 リスク評価は、感染症が公衆衛生に影響を及ぼす可能性とその影響の程度を評価し、効果的な対策の意思決定に活用することを目的とする。
ワンヘルス・アプローチ	人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。

略称・用語	内容
ＤＸ	ＤＸとは、デジタルトランスフォーメーション（ Digital Transformation）の 略。デジタル技術を活用して、組織体制や業務の進め方を変革し、町民の利便性と公平性を高めるとともに、誰一人取り残さない役務提供と業務の効率化を図り、より良い行政サービスを提供することを目指す取組。単にＩＴ化を進めるだけでなく、組織全体を含めた変革を意味する。
ＩＣＴ	Information and Communication Technology の略。 情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティやＡＩ等が含まれる。
ＪＩＨＳ（国立健康危機管理研究機構）	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織とし、令和７年４月に設立された国立健康危機管理研究機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
ＰＤＣＡ	Plan（計画）, Do（実行）, Check（評価）, Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。